

対象の免許者		調査表の種類														
		A	B	C					D	E	F	G	H	I	J	K
				①	②	③	④	⑤								
酒 類 製 造 者 等 （ 蔵 置 場 含 む ）	清 酒	○	○	○					○					○	○	○
	合 成 清 酒	○	○											○	○	○
	連 続 式 蒸 留 焼 酎	○	○											○	○	○
	単 式 蒸 留 焼 酎	○	○		○					○				○	○	○
	み り ん	○	○											○	○	○
	ビ ー ル	○	○		○						○			○	○	○
	果 実 酒	ぶどうを原料としたもの 日本ワイン（注）1	○	○			○					○	○	○	○	○
		日本ワイン以外	○	○								○	○	○	○	○
		その他（注）2	○	○										○	○	○
	甘 味 果 実 酒	○	○											○	○	○
	ウ イ ス キ ー	○	○			○								○	○	○
	ブ ラ ン デ ー	○	○											○	○	○
	原 料 用 ア ル コ ー ル	○	○											○	○	○
	発 泡 酒	○	○		○						○			○	○	○
	そ の 他 の 醸 造 酒	○	○											○	○	○
	ス ピ リ ッ ツ	○	○					○						○	○	○
	リ キ ュ ー ル	○	○					○						○	○	○
	粉 末 酒	○	○											○	○	○
雑 酒	○	○											○	○	○	
卸 売 業 者		○	○	○	○	○	○	○						○	○	

【留意事項】

- ・ 「○」のついている調査表について入力してください。
- ・ 酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を受けている品目のうち、その品目が別紙1「調査対象者について」の「1(2)」に記載の①または②に該当する場合は、集計に入れていただく必要はありません。
- ・ 調査表B、C及びアンケート表Kについては、1者で複数の製造場に免許（蔵置場設置許可含む。）を受けている場合は、酒類の品目ごとに全て合算して入力してください。
- ・ 調査表Hについては、1者で複数の製造場に免許を受けている場合は、その製造場ごとに別の調査表に入力してください。
- ・ 酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）及び卸売業免許の両方を持っている場合は、それぞれ別の調査表に入力してください。

（注）1 日本ワインとは、「果実酒等の製法品質表示基準」に規定する、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用し、国内で製造された果実酒をいいます。

2 その他とは、ぶどう以外の果実のみを用いたもの、例えば、りんごを100%使用したシードルが該当します。